

医療費控除について

1. 医療費控除？

医療費控除は、医療費が年間10万円、または総所得金額の5%を超えた場合確定申告をすることで所得税の一部が還付される制度です。

2. 医療費控除の対象

1月1日～12月31日までに、自分や配偶者、子供、生計を共にするその他の親族の為に支払った医療費が対象となります。

3. 申告をする時に用意するもの

下記の準備をして2月16日～3月15日までの間に税務署へ申告してください。

【個人で用意するもの】

給与所得の源泉徴収票

医療費のレシート、領収書、交通費などのメモ

保険金で補填された金額がある場合にはその金額がわかるもの

(ex. 生命保険からの入院給付金や、健康保険からの療養費や出産育児一時金などの給付)

還付金を振り込む口座(申告する本人の口座が必要)

認印

【税務署で手に入れるもの】

確定申告書A

医療費の明細書

4. 医療費控除の対象となる医療費

病気やケガで診療・治療・療養の為に支払った費用

(ex. 健康診断の為に費用は含みませんが病気が見つかった場合はこの限りではありません)

出産時の分娩費用(出産育児一時金を超える部分)

通院費(電車やバス)、入院費、松葉杖や薬の購入費用

自家用車は通院費にはなりませんが、タクシーは通院費になる場合もあります。

薬屋さんで購入した風邪薬などの薬代

美容整形やサプリメント、栄養剤など「治療目的」でないものは対象となりません。